

JAL 被解雇者労働組合 (JAL 争議団)

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

1月15日 東京都労働委員会「命令」交付 (JAL 事件/国交省事件)

JAL 団交拒否事件

解雇の根幹である「人員数」について一切説明しない会社対応を

不当労働行為と認定



命令内容の要約

整理解雇後の JAL グループにおける運航乗務員と客室乗務員の人員数について、団交で会社が根拠を示して具体的に見解を述べていなかったことは不当労働行為と認定。この点はについて、誠実に団交を行うこと、このような不当労働行為を繰り返さないよう留意する旨の文書を JAL 被解雇者労働組合 (JHU) に交付しなければならない。

人員削減数に係るこれまでの会社対応

- JHU は、JAL が国交省に提出した安全報告書の人員数 (2011/3/31) が、更生計画の目標人員より大幅に下回っていたことから、団交で「人員を削減し過ぎていたのではないか」、「解雇の必要がなかったのではないか」として会社の見解を求めてきました。
- 会社は人員削減数について裁判中を理由に非公開としてきたにも拘わらず、「最高裁で解雇の必要性は確定している。裁判で全て議論し尽くしている」として、人員数や削減数について説明を拒否してきました。

解雇争議の全面解決に向け、画期的な命令！

整理解雇をするにあたり、目標の人員数に対して何名を削減し、その結果、人員数が何名になったのかを明らかにするのは当然です。しかし、会社はその数字を公表しないまま 165 名を解雇しました。また、裁判においてもその数字が明らかにされずに「解雇有効」の判決が確定しました。私たちが 15 年も闘い続ける所以はここにあり、今回の都労委の命令は判決に一石を投じたことになります。

JAL の利益優先・労働組合つぶしの経営姿勢が経営破綻を招き、かつ破綻を利用して必要なない解雇につき進んだことが、今後の交渉で明らかになります。今回の都労委命令は 15 年に及ぶ解雇争議の全面解決に向けての画期的な命令といえます。

都労委は、JHU を 「使用者が雇用する労働者の代表」と判断

今後の“職場の要求実現”に向け大きな展望に！



命令内容の要約

申立人組合は、労組法第7条第2号の「使用者が雇用する労働者の代表者」に当たる。

国交省 団交拒否事件

労組法上の使用者には当たらないとして「棄却」

しかし、

「一定の影響を及ぼしたことは否定できない」と事実認定

命令内容の要約

国交省が、JALの人員削減を含む更生計画の策定、遂行課程で一定の影響を及ぼしたであろうことは否定できない。しかし、航空行政を所管する行政庁として安全運航確保を目的とする認可権限や指導監督権限を行使する地位を超えて、日本航空の労働者の雇用や人事管理について具体的な権限があるとは言えない。従って、労組法上の使用者には当たらない。

国交省は解雇争議解決の責任から逃れることはできない！

- ★ 国(国交省)は、JALの経営破綻から再建の道筋で深く関与してきました。特に、人員削減は重要事項であり、解雇当時の人員数と削減人数についても、国交省は更生計画に基づき管理・監督する責任がありました。しかし、国交省はJALが「削減人数を非公開」としていることを黙認し、解雇を容認しました。
- ★ 「安全報告書」により2011/3/31時点で更生計画の人員数より735名も人員不足に陥っていましたことが明らかになりました。この事態について国交省は都労委において、JALが削減目標を超える人員を削減したことは、組合主張の数字が「安全報告書」に記載されていることは認めるが、その解釈や評価は不知と主張していました。
- ★ 都労委命令では国交省が部分的使用者に当たることは認められなかったため、JALが削減目標を超える人員を削減したことを国交省が黙認してきた行為については判断されませんでした。人員削減の策定や遂行に深く関与してきた国交省は争議解決の責任があります。